

【大田区における暑さ対策の取組について】

健康政策部健康医療政策課
資源環境部環境政策課

名称	概要	大田区 設置状況	事業 開始時期
涼み処 (クールスポット)	暑さをしのぎ、涼をとり 一時的に休憩する場所として 施設を開放	区内86か所(区有施設) 特別出張所 区民センター・文化センター シニアステーション 図書館 等	平成25年 4月から
クーリングシェルター	「熱中症特別警戒アラート」 が発表 された場合、 危険な暑さから 身を守るため 区有施設を開放	区内5か所 大田区役所本庁舎 大森地域庁舎 調布地域庁舎 蒲田地域庁舎 糺谷・羽田地域庁舎	令和8年 7月1日から

熱中症**特別**警戒
アラート発表中！

人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。
不要不急の外出は避け、エアコンの効いた室内で過ごしま
しょう。水分をこまめにとりましょう。